

小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令案要綱

小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第二条第一項第五号の中小企業団体であつて政令で定めるものに、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の八第一項第二号の事業を行う農事組合法人を追加すること。